



2025 年 10 月 16 日

各 位

会社名 株式会社シーラホールディングス
代表者名 代表取締役会長 CEO 杉本 宏之
(コード番号:8887 東証スタンダード)
問合わせ先 執行役員 COO 窪 恭平
電話 03-4560-0640

**業績連動型株式報酬制度の導入に伴う役員株式給付規程の周知及び第三者割当による自己株式の処分に関する
お知らせ**

当社は、2025 年 7 月 18 日付で公表した業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT-RS(=Board Benefit Trust-Restricted Stock))」(以下「本制度」といいます。)の導入に伴い、本日開催の取締役会において、下記のとおり、役員株式給付規程(以下「本規程」といいます。)の内容を周知することについて決議するとともに、第三者割当による自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本自己株式処分は、形式的には本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託(以下「本信託」といいます。)の信託受託者から再信託を受ける再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行(信託E口)を割当先として行われるものですが、当社に対する役務提供の対価として当社の取締役(監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。)に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

記

1. 本規程の内容の周知

当社は、2025 年 7 月 18 日付で本制度の導入を公表し、その後、2025 年 8 月 28 日開催の第 47 期定時株主総会において、役員報酬として決議されました。(本制度の概要につきましては、2025 年 7 月 18 日付「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照下さい。)

当社は、当社の独立社外取締役を中心として構成される指名報酬委員会の答申を踏まえ、本定時株主総会後に開催した取締役会において、本規程を制定することについて決議しておりましたところ、本日開催の取締役会において、取締役に対し、本規程の内容を周知することについて決議いたしました。本規程の内容の概要は、以下のとおりです。

当社は、本規程に基づき、取締役に対して、各事業年度に関して、役位及び業績達成度等を勘案して定まる数のポイントを付与します。取締役に付与されるポイントは、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」といいます。)の給付に際し、1ポイント当たり、当社普通株式1株に換算されます。ただし、当



社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。

取締役が本規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、ポイント数に応じた数の当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受けます。ただし、本規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、退任時に当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。

なお、取締役が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

本自己株式処分により株式会社日本カストディ銀行(信託E口)に割り当てられる当社株式は、取締役が給付を受けるまでの間、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)において保有されることとなり、ポイントの付与を受けた取締役であっても、給付を受けるまでの間、ポイントに相当する当社株式について、譲渡その他の処分を行うことはできません。

2. 本自己株式処分の概要

(1)	処 分 期 日	2025 年 11 月 4 日 (火)
(2)	処分する株式の種類及び数	普通株式 252,000 株
(3)	処 分 価 額	1株につき金 439 円
(4)	処 分 総 額	110,628,000 円
(5)	処 分 予 定 先	当社の取締役 4 名 252,000 株 (注1、2)
(6)	そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出いたします。

(注1) 本自己株式処分の形式的な処分予定先は、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)であります。株式会社日本カストディ銀行(信託E口)は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者(再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行)とする信託契約(以下「本信託契約」といいます。)を締結することによって設定される信託口であります。一方、本自己株式処分は、本制度に基づいて取締役への給付を行うために行われるものであり、当社に対する役務提供の対価として取締役に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一ですので、処分予定先には取締役を記載しております。

(注2) 取締役には、本制度に基づき、役位及び業績達成度等により定まるポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。したがって、上記株式数は最大数であり、実際に取締役に給付される当社株式等の数は、取締役の役位及び業績達成度等により変動いたします。

3. 処分の目的及び理由

本自己株式処分は、本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため、株式会社日本カストディ銀行(本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受ける再信託受託者)に設定される信託E口に対



し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。なお、本自己株式処分は、形式的には株式会社日本カストディ銀行(信託E口)を割当先として行われるものですが、当社に対する役務提供の対価として取締役に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

処分数量については、本規程に基づき信託期間中に取締役に給付すると見込まれる株式数に相当するもの(2026年5月末日で終了する事業年度から2028年5月末日で終了する事業年度までの3事業年度分)であり、2025年5月31日現在の総議決権個数83,565個に対する割合3.02%(小数点第3位を四捨五入)となりますところ、2025年7月18日付「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」に記載の本制度の目的に照らして、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4. 本信託の概要

- (1) 名称 : 株式給付信託(BBT-RS)
- (2) 委託者 : 当社
- (3) 受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行)
- (4) 受益者 : 取締役のうち本規程に定める受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定
- (6) 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
- (7) 本信託契約の締結日 : 2025年11月4日
- (8) 金銭を信託する日 : 2025年11月4日
- (9) 信託の期間 : 2025年11月4日から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

5. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値439円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお処分価額439円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1か月間の終値平均431円(円未満切捨)に対して101.86%を乗じた額であり、同直近3か月間の終値平均413円(円未満切捨)に対して106.30%を乗じた額であり、さらに同直近6か月間の終値平均375円(円未満切捨)に対して117.07%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、監査等委員会が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

6. 企業行動規範上の手続きに関する事項



本自己株式処分は、① 希薄化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上